

## 企業のための知財セミナー

SUN・GROUP

藤本昇特許事務所・株式会社ネットス・株式会社パトラ

## 特許権侵害と先使用権の抗弁について

2014年 7月9日(水) 14:30~16:45 ※質疑応答含む (受付:14:00~)

会場: 全国町村会館 東京都千代田区永田町1-11-35 / TEL:03-3581-6767

参加費: 5,000円(税込)

申込み: FAXもしくはメールにてお申込みください

新年度の幕開けと共に、企業活動、特に特許権の活用戦略が重視されてきました。その影響下で、特許権の侵害成否の見解を求められるケースが多発しています。

今回のセミナーは、特許権侵害成否の判断基準と、その抗弁権である先使用権について解説いたします。先使用権の立証は、企業にとって非常に重要な意義があり、具体的立証法や立証資料等について予め用意しておくことが重要です。今回のセミナーも、企業にとって必須のセミナーです。多数のご参加お待ちしております。

## 第Ⅰ部

## 特許権侵害とその判断基準

- ・特許発明の特定
- ・イ号物件の特定
- ・技術的範囲の属否
- ・侵害行為の成否

## 講師

サン・グループ 代表  
藤本昇特許事務所 所長

弁理士 藤本 昇



1970年 弁理士登録  
1994年 日本弁理士会副会長  
1999年~2000年 日本弁理士会近畿支部長  
2002年 黄綬褒章受章  
2004年~2005年特許庁工業所有権審議会委員

出願前の開発工程を重視する特許開発会議の実践者で、権利化業務以外に、知的財産分野の紛争・訴訟では我が国トップクラスの実績を持ち、意匠分野では我が国の第一人者。  
現在、日本知的財産協会・企業・大学等で、講師としても幅広く活躍中。

## 第Ⅱ部

## 先使用権の抗弁とその立証方法

- ・先使用権の法的意義
- ・発明の範囲(発明の完成)
- ・実施の範囲
- ・事業の準備行為の意義と立証資料

## 4月の大阪講演が大好評につき、東京開催いたします！

大阪講演  
参加者のご感想  
(一部抜粋)

- ・「先使用権の法的意義」の解説がとてもわかりやすく、先使用権について理解が深まりました。
- ・藤本先生の長年の経験による体験談が聞けてとても有意義な講演でした。
- ・「先使用権の立証」と「ノウハウの管理」についてよく理解ができました。
- ・講演内容以外でもとても有用なお話を聞くことができ、今後の実務に役立てそうです。

## ■ セミナー申込書 ■ 株式会社パトラ宛 FAX:03-5777-5685 / mail:patra@sun-group.co.jp

会社名				氏名	
部署				役職	
住所	〒				
TEL		mail			
人数	2名様以上でご参加の場合は、こちらにもご記入ください。 ⇒ 合計 _____ 名参加				
参加費	※お振込先:みずほ銀行 南船場支店 当座 0134402 (お振込み手数料はお申込者ご負担でお願いいたします。) ※お振込みの方:お申込み確認後に請求書を送付いたします。				

※ご記入いただいた個人情報はサン・グループが保管し、本セミナー関連業務・主催者が今後開催するセミナーの案内等に利用いたします。

お問合せ 株式会社パトラ 担当:高橋 TEL:03-5777-5689(藤本昇特許事務所共通) mail:patra@sun-group.co.jp